

# 令和5年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務仕様書

## 1 業務名

令和5年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務

## 2 業務目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れる多くの訪日外国人旅行者は、熊野古道歩きを大きな魅力としており、交通拠点から熊野古道のウォーキングポイントまでを結ぶ二次交通の利便性の向上は極めて重要な要素となる。

令和2年度に県域を越えた交通事業者、自治体及びDMO等で構成される「紀伊半島外国人観光客受入推進協議会」を設立し、訪日外国人旅行者の二次交通を活用したストレスフリーな移動環境の向上のため、二次交通のインバウンド対応化に向けて取り組んでいる。

令和5年度においてもアフターコロナにおける訪日外国人旅行者による二次交通を活用した周遊促進のため、各交通案内情報の多言語化やオープンデータの維持管理等に取り組んでいくことにより、紀伊半島における訪日外国人旅行者のロングトレイル等のニーズに応え、広域周遊及び長期滞在を促進する。

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

## 4 業務内容

### (1) 現地調査

#### ① 紀伊路の現地調査の実施

ア 調査時期：令和5年10月20日～同年11月30日までの1～2日間

イ 調査対象：紀伊路において優先的に整備を検討すべきとした駅及びバス停

ウ 調査方法：発注者が作成する調査要領に基づき、発注者等とともに整備対象の駅及びバス停を視察し、課題を抽出するとともに、整備最優先とする駅及びバス停については課題解決に向けた整備後のイメージを作成する。

エ 調査後：紀伊路歩きにおける必要性、訪日外国人観光客に利用される可能性の高さ等を考慮して、整備すべき優先順位が分かる調査報告書にまとめて、編集可能なデータで調査後1か月以内に以下6(2)あてに提出するものとする。なお、同報告書は校了までに2回以上の校正を行うものとする。

#### ② 紀伊路の事業者ヒヤリングの実施

ア 調査時期：令和5年10月20日～同年11月30日まで

イ 調査対象：紀伊路において整備の候補としたバス事業者及びバス車両

ウ 調査方法：発注者が作成する調査要領に基づき、発注者等とともに整備対象のバス事業者及びバス車両を視察し、情報交換を行うとともに課題を抽出し、課題解決に向けた方策を検討する。

エ 調査後：事業者ごとの課題を整理するとともに、検討結果を取りまとめ、編集可能なデータで調査後1か月以内に以下6(2)あてに提出するものとする。なお、同報告書は校了までに2回以上の校正を行うものとする。

### ③整備計画策定後の現地調査の実施

- ア 調査時期：令和5年10月20日～同年11月30日までの1～2日間
- イ 調査対象：中辺路、小辺路、伊勢路及び大辺路エリアのうち、整備計画において整備対象とされた交通拠点やバス停
- ウ 調査方法：発注者が作成する調査要領に基づき、発注者等とともに整備対象の駅やバス停の現地を訪問し、整備計画の整備内容の修正または確定を行うものとする。
- エ 調査後：整備対象の現況の写真と整備後イメージを比較し、整備の前後が分かる報告書をまとめて、編集可能なデータで調査後1か月以内に以下6(2)あてに提出するものとする。なお、同報告書は校了まで2回以上校正するものとする。

### (2) 二次交通案内表示の整備

発注者が開催する令和5年度紀伊半島外国人観光客受入推進協議会第1回二次交通部会（令和5年12月に開催予定）において、令和5年度の整備計画が承認された後、同計画に基づき、以下のエリアごとの交通拠点やバス停等における案内表示の整備を行うものとする。

また、以下の整備箇所数については、予定数であるため、上記4.(1)の現地調査によって変更される可能性がある。

なお、デザインが校了したものの、令和5年度内に出力の上、バス停等に設置を完了することが困難な場合、または、バス事業者による自社対応によって設置する場合においては、発注者と協議の上でデザインの校了をもって整備完了とみなす場合もある。

#### ①中辺路エリア

- ア 周辺観光案内図の新規作成（3か所程度）
- イ 主要停留所案内図の新規作成（4か所程度）

#### ②小辺路エリア

- ア 多言語時刻表の新規作成（3か所程度）
- イ 周辺観光案内図の新規作成（8か所程度）

#### ③伊勢路エリア

- ア 多言語時刻表の新規作成（5か所程度）
- イ バスのりば案内図の新規作成（8か所程度）
- ウ 周辺観光案内図の新規作成（13か所程度）
- エ 主要停留所案内図の新規作成（4か所程度）
- オ 行き先別のりば案内の新規作成（3か所程度）

#### ④大辺路エリア

- ア 多言語時刻表の新規作成（2か所程度）
- イ 周辺観光案内図の新規作成（3か所程度）
- ウ 拠点駅整備（1か所程度）

#### ⑤紀伊路エリア

- ア 拠点駅整備（2か所程度）

### (3) バス情報のデジタルサイネージの維持管理

和歌山県内3か所の交通拠点（新宮市観光案内所、世界遺産熊野本宮館及び田辺市観光センター）に既設のバス乗り換え情報を表示するデジタルサイネージについて、路線再編やダイヤ改正に応じて、年5回程度、当該データの更新作業を遅滞なく行うこと。

また、デジタルサイネージの関連する機器の故障や老朽化による部品の交換等が必要となった場合は、発注者と協議の上、速やかに対応するものとする。

## 5 提案書に盛り込む内容

提案書には以下の内容を盛り込むこととする。

### (1) 業務遂行能力

- ・業務遂行人員及び体制
- ・緊急時の連絡体制
- ・過去の同等の業務実績
- ・事業スケジュール

### (2) 業務統括能力

- ・整備内容ごとの関係者との連携体制

### (3) 業務内容の理解度

- ・熊野古道を歩くことを目的とした訪日外国人旅行者の移動環境向上のための二次交通のインバウンド対応の必要性

### (4) 整備内容の具体性

- ・「4. (1) 現地調査」の調査スケジュール、調査対象、調査方法及び調査結果報告書のイメージ等
- ・「4. (2) 二次交通案内表示の整備」の整備スケジュール、整備対象及び整備イメージ等

### (5) 見積内容

- ・「4. 業務内容」で列挙している調査や整備等の各々の単価及び数量

## 6 成果物

### (1) 提出物

上記「4. (1) ～ (2)」の業務委託に基づき制作した成果物のうち、デザインを作成する整備については、データファイルを事業終了後に CD 又は DVD に Adobe Illustrator データ（再編集可能なデータ）及び PDF データに収録して発注者あてに 2 部提出すること。

### (2) 成果物の納入場所

担 当：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

住 所：〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内

## 7 留意事項

(1) 受託者は委託業務の進捗について、発注者に対して随時報告すること。

(2) 既存データを除き、業務を遂行する上で必要な資料、画像等は原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては関係市町村等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

(3) 本業務委託を実施するにあたっては、基礎調査、二次交通部会の会議運営及び事業実施報告書の作成を請け負う「令和 5 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務」の受託者とも連携して事業に取り組むこと。

(4) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、本件業務委託で知り得た機密、個人情報等の取

扱いについて厳守すること。

- (5) 本件業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本件業務委託による成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (6) 受託者は著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (7) 成果物は発注者が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。
- (8) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (9) 受託者は本件業務委託に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (10) 本件業務委託仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- (11) 本件業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。

## 8 その他

- (1) 本件業務委託の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、発注者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 本件業務委託により制作された成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本件業務委託により知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。
- (5) 本件業務委託の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。